

2020年6月19日

株式会社ヨドバシカメラ 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー5階  
内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共美



## ご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社より、2020年1月7日付で回答書を拝受いたしました。まずは、当法人の要請の趣旨をご理解いただき、当法人の申し入れに対応した改定をご検討いただいておりますことに御礼申し上げます。

もっとも、以下の事項につきましては、再度改定をご検討いただきたく改めて申し入れをさせていただきますので、ご確認くださいますようお願ひいたします。

敬具

### 第1 ヨドバシ・ドット・コム コミュニティサービス参加規約第8条2項及び4項

#### (1) 申入れの趣旨・理由

貴社におかれましては、本条に関して、掲示板を「無償で」提供していることを主たる理由として利用者の利用期待は保護されるものではないことから改定のご意向がないとのことです。

この点、利用者が匿名で書き込みができる掲示板においては、差別的、名誉毀損、プライバシー侵害など法的利益を侵害する投稿がなされる可能性があります。このような場合に、掲示板の管理者が削除要請を受けながら違法な投稿を放置し続け、削除しない場合には、掲示板の管理者にも書き込まれた内容の当事者となった者に生じた損害を賠償すべき法的責任があると判断した裁判例が複数ございます。

したがって、貴社がヨドバシ・ドット・コム コミュニティーサービスの掲示板の管理者である以上、違法な投稿を放置した場合には、利用者に対して損害賠償責任を

負う可能性が十分にあります。そのため、規約8条4項において貴社の責任を一切免じると定めることは、貴社が当然負うべき債務不履行責任（民法415条）や不法行為責任（民法709条）について、貴社の責任を免除しており、消費者契約法8条1項1号、3号により無効になると言わざるを得ません。

よって、改めて、上記規定の使用の停止を求めるとともに、本規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

以上